

事務職員の方にお渡しください。

M O C 通信

主な内容

春のBBQ

MOC 研修会報告（成年後見・民事訴訟の流れ）

民事再生の書式が変更

JALAP 東京（仮）結成準備会

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に 1985 年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQ や工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。

これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

横弁からのお知らせ FAX がメール配信に！

既にご存知の方も多いと思いますが、これまで横浜弁護士会から各事務所宛に FAX で届いていたお知らせが、3月25日から、各弁護士が登録しているメールアドレス宛のメールに届くことになりました。弁護士宛のお知らせですので、私たち事務が関知しなくてよいものもありますが、中には、注意喚起を促す文書、各関係機関からの通知、研修案内など、事務局が目を通した方がよい情報も含まれています。各事務所において、必要な情報がきちんと事務局へ伝わるような情報共有方法の検討が必要です。

春のBBQ

3月28日(土)、二俣川にあるこども自然公園バーベキュー広場で恒例の花見BBQを開催しました。当日は快晴、風もなく、桜も五分咲き。快適な花見日和でした。

初めてのMOC BBQ参加者もいましたが、最後にはみんな打ち解けて、夕方まで語り明かしました。なかには、それでも足らず三次会まで繰り広げて記憶をなくしたメンバーもいたとか。

これを読んでも皆さん、きっと楽しい時間が過ごせますので、次回開催の際には友達も誘ってぜひご参加ください。

以下、参加いただいた方の感想です。

3.28 BBQに参加しました

東京東部法律事務所 渡島 徹

去る、3月28日二俣川にて行われたBBQへ参加しました。私は東京に勤めるものですが、家が大田区にあるという事もあり、よくお誘いを受けます。本当にありがとうございます。

まず、二俣川ですが、私ははじめておりました。神奈川の方で運転免許を持っている方は降りた事のある駅かも知れませんが、東京の人は殆ど知らない駅だと思われま。 (実際私も初めて降りました)

さて、BBQですが、案の上鍋奉行ならぬ肉奉行となりましたが(笑)とても有意義なものとなったように感じます。料理は勿論ですが、飲んだり、普段会えない人とも騒げました。

普段は東京の事務所の関係で、東京の方としか会いませんが、こういった場所で違う地域の方と交流を持つことはすごく重要だなと感じました。今回だけでなく、こうした企画は是非続けてもらいたいと思います。

最後に、秋に東京都 VS 神奈川でスポーツ対抗戦をしようという話がありました。受けて立ちます。

今後もよろしくお願いします。

恒例の春のバーベキューに参加しました。

桜がポツポツと咲き始める中、今回も楽しいバーベキューでした。

3年生になった息子を誘ってみました、「俺、行かぬえし！」と生意気なことを言うので、今回は私1人での参加でした。1人だと思分お酒が飲めるので、久しぶり(?)に羽を伸ばさせていただきました。各方面から参加されたみなさんと交流でき、少しずつ繋がりが深くなっているような気がします。

今回は、東京の方とバレーボール大会をしようと盛り上がり、運動不足の解消を図るべく、ぜひ！開催にこぎつけていただきたいと思います。

絶対勝ちます！！少々羽を伸ばしすぎた感はありますが、記憶はあります。

いつもいつも準備に走り回ってくださる役員のみなさん。ありがとうございます。また楽しい時間を過ごすことができました。

補足

きっと、ブラックドラえものの写真と一緒に載るんだろうなあと思いますが(-_-)見た目はブラックでも、心はブラックではありません。(多分)



MOC 研修会報告

「成年後見研修」

3月20日（金）川崎合同法律事務所にて「成年後見」をテーマに研修会を行いました。開催場所が川崎と遠方ながら、みなさん足を運んで下さり、参加者は21名、その後の懇親会には15名の方々が参加されました。

研修会の具体的な内容は、①成年後見制度はどのような経過で誰のために、何を目的として作られた制度なのか等の制度の概要、②成年後見人選任申立ての管轄や必要書類・注意点はどんなことか等申立てに関する事、③後見人の仕事とは何か、具体的に事務局が管理すべきことは何か、等の具体的処理についてです。

後見実務は、制度の目的からみてもケースによって様々な対応が望まれるので、研修会ですべて網羅できるわけではありませんが、基本的な処理は参加された方にわかってもらえたのではないかな、と思います。成年後見とともに今後増加してくるであろう「後見監督実務」については時間がなく触れることが出来ませんでした。「監督実務」を期待されていた方、ごめんなさい…。

以下、参加された方々から、当日の感想を頂きましたのでご紹介します。

成年後見は、以前に比べて徐々に関わる機会が増えてきましたが、これまで実務を体系的に学習する機会がなかったので大変勉強になりました。何となく理解したつもりになっていた点も多かったことにあらためて気づくことができました。講師の鈴木英美子さん、役員の皆さま、ありがとうございました。

個人的には、関わる事案ごとに本当に多様で柔軟な対応を求められるなあという実感がありましたが、他の参加者の発言からも、「そんなこともあるのか」「なるほど」と驚くような経験談を聞くことができ、大いに勉強させて頂きました。

成年後見制度をめぐっては、専門職後見人である弁護士もふくめて、何かと世間をさわがせることが少なくありません。そこに携わる補助職としても、しっかりと知識と経験を積み重ねていきたいとあらためて思いました。

今回の研修では、残念ながら後見監督にふれるまえに時間切れとなってしまいましたが、あらためて次の機会があれば参加させて頂きたいと思います。

「民事訴訟の流れ研修」

4月17日（金）開港記念会館にて「民事訴訟の流れ」をテーマに研修会を行いました。

通常、「民事訴訟の流れ」というと、管轄や訴額、送達といったテーマで行うことが多いと思いますが、今回は、訴訟の全体的な流れを勉強してみたいな、と思ってこのテーマでの研修を企画しました。

全体的な流れを知っておくことで、仕事をしている時に、どんな訴訟の、どの段階の仕事なのか（どのような場面で使われる書類を作っているのか）がわかるようになります。そして、それがわかると、「手持ちの仕事」は急いで処理しなければならないものなのか、多少時間に余裕があるものなのか、がわかるようになり、そういうことがわかってくると、1日（もしくは1週間）の仕事の順番、段取りを決めるのに役立って、効率的な仕事ができるようになります。

今回「全体的な訴訟の流れ」をMOCで取り上げるのは初めて、ということもありますし、また裁判所内のできごとは事務局ではどうしても見れない部分が多いです。ですので、川崎合同法律事務所の中瀬弁護士に講師をお願いし、講義をしていただきました。裁判所内でのやりとりや、事務局に求めることなど、私たちが知らなかったこと、知っておくべきことを数多く教えてくださりました。本当にありがとうございました。

以下、参加者の当日のアンケートから

☆なんとなくイメージが持てた ☆説明が詳しくて勉強になった

☆弁護士が裁判所に行って何をしているのか、場面をイメージすることができてよかった

☆普段事務局が見えない流れをしれたので、書類作成にとっても役に立ちそう。

JALAP 東京（仮）結成準備会プレ企画

度々、本通信で紹介してきました JALAP。JALAP とは、日弁連の法律事務職員能力認定制度合格者の法律事務所における活用、処遇の改善、合格者向け研修の実施等について、合格者・弁護士等関係者との交流・意見交換を進め、法律事務職員の地位が全国で確立されていくことを目指した機関で、正式には「一般社団法人日本弁護士補助職協会」といいます。

JALAP には地方組織がありません。それに代わり、合格者会員らで構成され、目的の合致する団体を登録合格者団体として認証し、その活動を賛助しています。

現在、東京と埼玉の事務局の方々が中心となって、登録合格者団体の立ち上げが予定されており（JALAP 東京（仮））、この度プレ企画が開催されることになりました。当日は、JALAP 東京（仮）結成趣旨の説明や訴額算定事例をテーマにサンプル研修が行われる予定です。

日時：平成27年7月10日（金） 午後6時30～午後8時30分

場所：千代田区立日比谷図書文化館（東京都千代田区日比谷公園1-4）

参加費：300円

*詳細・申込は JALAP のホームページ（<http://jalap.jp/>）にてご確認ください。

民事再生の書式が変更になりました。

4月1日に個人再生の書式が一部変更になっています。主な変更点は以下のとおりです。

1 申立書

(1) 「報告書」の氏名記入欄が代理人名及び職印でも可能となっています。

(2) 以下の項目が新設されました。

「職歴」、「介入通知後の弁済」、「過去2年以内に処分した財産」、「住宅ローン（代弁の有無、債権者との交渉経過等）」、「ライフラインの支払方法」、「各種保険料掛金の内訳・支払方法」

(3) 「申立てに至った事情」を具体的に記入するようになりました。

(4) 「過去1年間の資金繰り実績表」「今後6か月の資金繰り見込み表」のページ位置が最終ページに移動しています（自営でない場合は作成しなくてよい）。

(5) 「個人再生申立てチェックリスト」が導入されました。

2 必要書類

(1) 同居人の収入証明が申立人と同様の月数年数分必要となりました。

給与明細（3か月分）、源泉徴収・課税証明書（2年分）

(2) ライフラインの支払方法に関する疎明資料（領収証・通帳コピー等）

これまでと大きく異なることはありませんが、新設項目をみると破産申立てと変わらなくなっていると感じます。

各自弁護士会の HP（<http://www.yokoben.or.jp/format/list/index.html>）で変更箇所をご確認下さい。

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2015年6月 No160

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 MOC 役員会

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 事務局 丸山賢太郎